

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の社会保障経費充当内訳書 （令和4年度決算分）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度南関町一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）に係る社会保障施策に要する経費への充当内訳を報告します。

1. 市町村交付金（社会保障財源化分） 122,551千円

2. 社会保障施策に要する経費

単位：千円

事業名	決算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国・県 支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他
社会福祉事業	822,825	501,223		2,809	42,994	275,799
高齢者福祉事業	548,379	60,770		21,274	62,892	403,443
児童福祉事業	493,051	352,880	5,000	11,606	16,665	106,900
合計	1,864,255	914,873	5,000	35,689	122,551	786,142